

# 平成28年第6回上三川町議会定例会会議録

平成28年12月7日（水）

## 2 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	川島 信一
健康課長	梅沢 正春	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【津野田重一君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されるようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、14番・稲葉 弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 一般質問、一番最初ということで緊張しますが、よろしくお願いいたします。

私は次の5点について質問をいたします。町執行部の明快なる答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1点は、中学校における学校司書の配置についてです。本町の中学校の学校司書の配置はいつになるのかということで質問をさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、本町では学校司書配置事業として、町内の小中学校全てに学校司書を派遣業務として配置しております。小学校ではこれまでも週2日、中学校においては平成27年度より週1日、学校司書を配置し、司書教諭の資格を有した各学校の学校図書館主任や図書館ボランティアの皆様と連携協力をしながら学校図書館の運営・管理、児童生徒への教育に当たっております。また、町独自の図書館ネットワークシステムを利用して、学校と町立図書館はもとより、学校間同士での図書の貸出業務も積極的に行われ、学校司書派遣の効果ができていると考えております。

さらに、各学校においては、司書教諭、学校司書、図書館ボランティアの皆様との連携を密にしながら、児童生徒が読書に親しめる環境づくりや、読み聞かせ、調べる学習など、子どもたちの言語能力、情報活用能力の育成を支えるため、図書館教育に積極的に取り組んでおります。

今後は、新たな教育のニーズに応えられる図書館資料の整備を進めるとともに、学校図書館の役割とその機能を一層充実させるため、学校司書配置の拡大に向け、勤務日数や活用方法、研修等の条件整備に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 2015年現在の学校司書の配置ということで、県内で、小学校では65.3%、中学校では57.5%、そういうことです。やはり、本来の教育という立場から言えば、今、教育長から答弁がありましたけれども、拡大に向けて努めていくのではなくて、やはり、町としてきちっとした教育として配置の考えは当然あると思うのですけれども、そういう考えはないのか、いつまでにやるのかということで、それをお聞きしたいと思います。先ほどの教育長の答弁ですと、派遣業務でどうにか間に合っているということなのですから、そうではなくて、司書の配置をいつまでにやるのか、それを、明確に答弁をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 図書館司書の配置については、現在、派遣で進めておりますけれども、職員としての採用については、教育委員会独自では進められないところもございます。現段階では、まずは配置日数の拡大を進めていきながら、さまざまな状況を見ながら検討をしていきたい、そのように考えております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 町では、子育て教育日本一ということで力を入れていると思いますけれども、同じ河内郡で、宇都宮ではそういうことできちっとやっているところ。ところが、上三川では、拡大に向けて検討していくとか、努めていくのだと、そういうあやふやな答えではなくて、行政としてきちっと、教育ですから、そういう考えはないのか、もう一度お聞きしたいと思います。どうですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 現段階では、いつまでに、というようなことは、来年はできないと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、図書館司書の役割は大きいと考えておりますので、現段階では拡大ということで答弁させていただきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、できる方向で検討をお願いしたいと思います。1点目は終わります。

2点目は、アルコール健康障害対策と推進計画についてです。2点ほど質問をさせていただきます。

アルコール対策の基本法であるアルコール健康障害対策基本法が2013年12月に施行され、ことし5月には国の健康障害対策推進基本計画が閣議決定されました。そして、その中で本町の取り組みについてどのような状況なのか、それをお伺いしたいと思います。

2点目は相談支援活動、あるいは、家族が気楽に相談できる体制はできているのかということで質問させていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

(健康課長 梅沢正春君 登壇)

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

アルコール健康障害とは、アルコール依存症、その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害のことであり、本人の健康問題にとどまらず、家族への深

刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いものであります。このため、国はアルコール健康障害の発症、進行等の防止と、本人及び家族への支援の充実を図るため、平成25年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、平成28年には、国が講ずるアルコール健康障害対策の最も基本的な計画として、推進基本計画を策定したところでございます。

さて、議員ご質問の1点目、本町での取組状況についてでございますが、主に飲酒に伴うリスクの正しい知識の普及と、不適切な飲酒の防止の啓発を行い、アルコール健康障害の予防を図るものであります。特に妊産婦の飲酒は胎児や乳児に対する健康リスクが高く、胎児の脳に発達障害等が起こる胎児性アルコール症候群や発育障害、母乳を通じての乳児へのアルコール移行など、さまざまな影響を及ぼすため、妊娠届け出の際に飲酒を控えるよう指導を行っております。また、そのほかにもメタボリックシンドロームにかかわる高血圧、脂質異常、高血糖が多量の飲酒に関与している場合が多いので、集団健診の結果説明会等において、節度ある適度な飲酒について啓発を行っております。さらに、特定保健指導では、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者に対し、目標を設定し減酒支援を行い、重症化を予防しております。

次に、ご質問の2点目、相談支援活動及び相談支援体制についてでございますが、本人及び家族の方が気軽に相談できるよう、地区担当保健師が面談や家庭訪問にて随時対応しております。アルコール健康障害を有する方、及びその家族の多くが、健康問題以外にもDV、虐待、自殺など、複数の問題を抱えているため、関係機関と連携を図り包括的な支援を行っております。

また、町以外の相談機関として県の精神保健福祉センターや県南健康福祉センター、また自助グループなどへの紹介も行っており、さらに、アルコール依存症が疑われる場合には、専門医療機関への受診につなげております。今後もこのような関係機関と連携を密にし、アルコール健康障害を有する方、及びその家族が適切な支援を受けられるよう進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、担当課長から答弁がありました。私のほうから何点か再質問なんですけれども、その前に、今、計画に基づいて都道府県で推進計画がつくられていますけれども、計画が作成されたのは鳥取県だけなのですね。ですから、今年度中には12道府県で作成されると、そういう状況です。依存者は13年度の推計で109万人、予備軍は約300万人とされています。そのうち、治療につながる人は、依存者のわずか10%にも満たない、こういう状況です。

先ほど課長から答弁があったのですけれども、上三川でも、やはりアルコール依存症ということで、それなりの人がかかっていると思いますけれども、例えば、地域での断酒会、あるいは依存症の自助グループというんですか、そういうところとの連携はこれから考えているのかどうか、そういう組織があるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本町のアルコール依存症の状況についてですが、残念ながら、患者数の把握はできておりませんが、国内におきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、平成26年度に、患者数としまし

て4万9,000人、依存症の推計数は、障害経験者ということのようですが、109万人と言われております。アルコール依存症は「否認の病」と言われますように、本人は病気を認めたくない傾向にあり、本町におけるアルコールに関する相談も年間数件にとどまっております。しかしながら、アルコール健康障害が重大な社会問題に発展する恐れもあることから、今後も積極的に情報収集を行い、早期介入に努めてまいりたいと考えております。

また、自助グループについてでございますが、町内には自助グループがございませんが、町で保健師等が相談のときにつなげております自助グループといたしまして、県の精神保健福祉センター内に「TALK（トーク）」という自助グループがございます。そちらに連携するようしております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ありがとうございます。そこで、やはり相談窓口が大切だと思うんですね。ですから、気軽に相談できる窓口を今後、町のほうで実施いただきたいということで、この質問は終わりにさせていただきます。

3点目です。3点目は、上三川町新産業団地開発事業についてです。3点ほど質問をさせていただきます。

事業決定までのプロセスはどうなっているのか、これが1点です。

2番目は、今後の町の財政負担はどのようになるのか。

そして3番目は、人口増加のための政策の考えはあるのかということで質問させていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町には、テクノパークかみのかわ、かみのかわ工業団地、インターパーク宇都宮南、石田工業団地の4つの工業団地がございますが、現在、空き区画がなく、企業からの問い合わせがあっても用地の提供ができない状況でございます。本町のさらなる発展のためには、就業、雇用の場の確保、及び地域経済の活性化や新たな自主財源の確保による財政基盤の強化が必要であることから、工業用地フレームの確保は不可欠であると考え、これを具現化するために、昨年度策定いたしました第7次総合計画の基本構想に位置づけをし、現在策定中の上三川町都市計画マスタープランにおいては、具体的に新産業拠点を定めてまいります。また、組織の面では、平成26年度より庁内の関係課によるプロジェクトチームを組織し、調査研究をしてきたところでありますが、今年度より企画課に土地利用調整係を新設し、体制を強化し取り組んでいるところでございます。

そのような取り組みの中、東日本の南北軸である新4号国道と、東西軸である北関東自動車道の結節点という地理的優位性を生かせる、都市計画マスタープランの誘導エリア等の中から6地区を候補地区として最適地の検討を行ってまいりました。その検討の中では、農振農用地区域を含まない、宇都宮上三川インターチェンジへのアクセスが容易である、また、土地利用に関するアンケート結果や土地利用の実現性など、さまざまな観点から検討を重ねるとともに、県の指導等をいただきながら新産業団地開発事業の方針を定めましたので、10月20日に議員の皆様へ報告を申し上げたところであります。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

産業団地開発事業における事業費につきましては、これから地権者の皆様のご理解をいただきながら、調査・測量等の作業を行い、それらをもとに基本計画を策定してまいります。現段階では基本計画が定まっておりませんので、事業費の算出はできない状況でございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

本町の人口は平成22年の3万1,621人をピークに減少を続けており、推計では、平成52年には2万7,946人にまで人口が減少すると予想されております。日本全体でも人口が減少している中、上三川町が人口を増加させるということは大変難しいことではあります。しかしながら、町の活力を維持していくためには、人口の減少に歯どめをかけることが重要であると考えておりますので、その方策の一つとして就業の場の確保、安定した雇用の確保を目指し、新産業団地開発事業を推進していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私のほうから質問なのですが、今、町長から答弁があったのですが、この候補地として6地区を挙げたということですが、この6地区というのはどの地域なのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど申しあげましたように、新4号線沿線で5地区、少し離れていますが、そこから東に行ったところで1地区、合計6地区でございます。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ありがとうございます。それでは、あと何点かなのですが、補正で調査測量設計ということで1,080万円、委託料ということで出していますよね。先ほどの町長の答弁ですと、どうなるかわからないというか、はっきりしたことは言えないということで、財政負担はどうなるかわからないということなのですか、そこで質問なのですが、事業完成というのはいつごろになるのか、それもちょっとわからないですか、わかれば、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど、基本計画がまだ定まっていないというお話をいたしました。もちろん目標は立てておりますが、これから地権者の方にご協力をいただいて用地の買収等が進んでいきますので、今現在で明確に何年というふうなことを申し上げることはできないと思います。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 3番目の再質問なのですが、人口増加のための政策があるのかということで質問したのですが、例えば、今、要するに非正規の労働者が多いですよね。町のほうとして工業団地をつくるわけですから、条例として正規の職員を採用すると、そういう項目を入れて町の雇用と地域の活性化に貢献するような、そういう考えはこれから考えているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、多功南原工業団地の優遇制度ということで税金を優遇されていますよね。それを今後やる

考えはあるのか、それもお聞きしたい。2点です。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 これから工業団地の開発が進んで、そこに入ってくる企業を募集するわけですが、その企業によって雇用の数とか、そういったことも変わってきます。それで、そこに、例えば、上三川町の町民を雇用しろとか、条例でそういうことをかけますとかなり足かせになって、入ってくる企業がかかなり絞られてくる危険性もございますので、そこら辺は難しいところかなというふうにご考えてございます。

また、2番目についても、当然、これから企業の誘致ですが、また検討していきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私の質問が意味不明だったのかもしれませんが、上三川出身の町の人を雇用するとか、そういうことではなくて、雇用は正規が当たり前ですから、そういうことをきちんと条例でつくったらいいのではないかと、そういう考えはあるのかということで質問させていただきました。ぜひ、そういうことでよろしく願いいたします。

次に、4点目です。4点目は、町営住宅に入居を希望する場合の連帯保証人の免除についてです。生活困窮者が入居する場合に連帯保証人を免除する考えはないのかということで、お聞きしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

町営住宅における連帯保証人制度は、入居者にとって債務の共有者が存在することによる滞納の抑制効果や、連帯保証人からの催促効果、また、入居されている方などに何かあった場合の緊急連絡先という意義などがございます。そのようなことから、住宅を賃貸する上で必要な制度と考えておりますので、基本的には生活困窮者等に対する連帯保証人を免除する考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 宇都宮市は、生活困窮者等が入居するときは連帯保証人を免除するということをやっております。そういうことで、ぜひ、町のほうでもお願いしたいということと、もう1点、再質問は、駅東に今現在、県営住宅がありますけど、やはりこの7棟あるうち入居者がかなり減っているという状況です。何かの相談で言われたのは、そこへ住むときに連帯保証人がないので、県営住宅にはなかなか入れないのだと、そういう制度をぜひつくってほしいと、そういう要望も出たんですよね。ですから、これから町の人口減少を食い止めるためにも、やはり連帯保証人をなくす考えはないのか、もう一度お聞きしたいと思えます。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君にお聞きしますが、県営住宅のほうはいいんですね、あくまでも町営住宅ですね。

○14番【稲葉 弘君】 はい。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 町営住宅につきましては、近傍の同種の家賃と比べればかなり低い家賃で提供させていただいておりますが、町営住宅の維持には年間2,000万円ほどの経費が必要となっております。また、その入居者の平等という観点からも、家賃収入を確保していくことは必要なことでありますので、連帯保証人についても今まで同様お願いしたいというふうに思っております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは最後の質問です。後期高齢者医療制度ということで、来年度から保険料について、(1)、(2)として、特例廃止に伴い、影響額と、その保険料はどうかということ、これが1点です。そして2番目が、町の対応はどのように考えているのかということ質問させていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

保険料軽減の特例につきましては、低所得者や被用者保険の被扶養者から後期高齢に移行された方を対象としているもので、均等割額の軽減割合を最大9割に引き上げているほか、所得割についても軽減の規定を設けています。

なお、保険料軽減の特例廃止につきましては、現在、国の社会保障審議会等で審議中でございまして、部分的、または段階的に廃止するといった案も出ており、現段階では、次年度の保険料がどの程度増加するかなどの詳細につきましては明らかになっておりません。仮に全ての特例が廃止となった場合、本町の平成28年度の保険料を比較すると、調定額にして約2,000万円の増額が見込まれます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

後期高齢者医療につきましては、都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合が保険者であり、今般、審議されております保険料軽減の特例廃止につきましても国の制度改正でございまして、町といたしましては、保険者であります栃木県後期高齢者医療広域連合が示した保険料額を被保険者に賦課徴収するというので、特段の対応は現在のところ考えてございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから再質問なんですけれども、先ほど町長から答弁があったのですが、低所得者の負担軽減ということで、保険料を最大9割軽減している特例を廃止するというのですが、現在、年金収入が年80万円から168万円の人には8.5割の軽減がされているということですが、これは、何人ぐらいいるのかということ。そして、特例が廃止された場合にはどのぐらいのあれになるのかということ。課長、よろしく願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 ただいまのご質問、8.5割だけでよろしいでしょうか。現在、8.5割の所得割の該当の方は、本来の7割軽減の方ですが、462名でございます。また、被扶養者の関係での人数としましては104人ほどいらっしゃいます。ですから、合わせて566名でございます。

個別の金額ですが、8.5割の方が、万が一7割になったという場合ですけれども、こちらの方の影響額としましては約400万円弱ということになります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 答弁になっていないと思うんですね。要するに月幾らの保険料が特例廃止で幾らになるかということを知っているのですよ。まともに教えてください。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 個別の賦課につきましては、本来、均等割は4万3,200円ということでございますので、現在、8.5割の方につきましては6,480円が賦課になってございます。これが、もし7割ということであれば1万2,960円ということになります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 倍になると、そういうことだと思うんです。

もう1点、再質問なんですけれども、もとの被扶養者ということで今現在、特例軽減ということで9割になっています。この特例の廃止で一体どうなるのかということでお聞きしたいと思います。保険料が幾らになるのか、それをお聞きしたい。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 被扶養者の方も現在は4,320円、9割軽減の方と同じでございますので、均等割分として4,320円の賦課となっておりますが、これが、特例が廃止になりまして本則に戻りますと2万1,600円ということになります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 2万幾らだと、結局2倍ですね。そういう状況ですね。再質問なんですけれども、特例軽減というのは、後期高齢者医療制度ができたときに設けられたものです。高齢者が医者にかかれない、医療のみを増やすだけだということなんですけれども、低年金や低所得者の問題がこの間、改善されたわけではないのですね。そういう点で、国の法律改正ですけれども、町のほうとして何らかの条例、あるいはそれをつくって、やはり老人の健康と暮らしを守るために、町のほうとしてそういうお金を出す考えはないのか、町長に最後にお聞きしたいと思いますけれども、どうですか、その考えはありませんか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁で述べましたように、市町村が入って栃木県の後期高齢者医療広域連合の中で徴収額などを設定しておりますので、その仕組みの中で対応していきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、町の仕事は、住民の暮らしと福祉を守ることということで、いい方向でやっていただきたいということで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時53分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 14番・稲葉 弘君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・海老原友子君の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 通告に従いまして3つの質問をさせていただきます。

まず一番最初に、ごみ問題についてということで、4点ほど質問をさせていただきます。まず1番目は、平成22年からごみの分別が変わり6年が過ぎましたが、分別及び減量化の状況は目標どおりに進んでいるのかを伺います。

2、上三川町の収集パターンは23で、隣の下野市は6パターンであると伺いました。上三川町はなぜ23パターンなのかを伺います。

3番目、下野市では行政カレンダーにごみを出す種類が記載してあります。その6パターンのところに住んでいる人が、きょうは何のごみですよというのがカレンダーとして出ており、とてもわかりやすいと好評ですが、上三川において導入する考えはあるか、伺います。

4番目、ごみを減らすためには食品ロスを減らすことがとても重要になると思いますが、本町ではどのような取り組みを行っているのかを伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町のごみ収集は平成22年度から現在の5種14分別の方法により収集し、町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら適正に処理しているところでございます。また、ごみの処理につきましては、上三川町一般廃棄物処理基本計画を策定し、本町におけるごみの収集方法や処理方法、処理施設に関するなどが定められております。ごみ処理の現在の状況ですが、平成22年度にプラスチック製容器包装の収集が始まった当初はごみ収集量は減少しましたが、その後は徐々に増加傾向にあります。平成23年度に策定した基本計画では、平成27年度の家庭系ごみの目標処理量を5,920トンと定めており、それに対する処理量は6,349トンで、目標よりも429トン、率にして7.2%、多くなっております。ごみの分別や減量化は、処理費用を減らすことや処理施設の長寿命化にもつながるものと考えられるため、引き続き町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら推進してまいります。

次に、ご質問の2点目についてお答えします。

本町のごみ処理は平成13年度から宇都宮市と共同での処理となり、当初は5種12分別による収集で開始いたしましたが、平成22年度からプラスチック製容器包装の収集が始まり、現在の5種14分別による収集となっております。また、収集するパターンでございしますが、ご指摘のとおり23パターンあり、共同での処理を開始した当初から23パターンのまま変更することなく現在に至っております。

この収集パターンになった経緯でございしますが、種類ごとに収集する回数や、各自治会にあるステー

ションの数、収集の効率性などを考慮した上で現在の収集パターンに設定されたものでございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えします。

下野市で作成している行政カレンダーにつきましては、健診や相談等の各種事業、大会等のイベント、税や公共料金の納入期限及びごみの収集日等について、月めくりのカレンダーに全てまとめて掲載されているものです。下野市についてはごみの収集パターンが6つあり、6種類の行政カレンダーをそれぞれの世帯に配布していると聞いております。

ご質問の、上三川町においての導入につきましては、本町においても検討を行っているところです。しかし、本町のごみ収集パターンが23あることから、印刷する際の版が増えて費用が非常に高額になってしまうことに加え、配布、保管等の管理に関して困難を生じる恐れがあることから、現状のままでは難しいと考えており、ごみ収集パターンの整理とあわせ、検討してまいります。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

我が国ではまだ食べることができるのに廃棄されてしまう食べ物、いわゆる食品ロスが年間632万トンあり、食品ロスのうち約半数に当たる302万トンが家庭から発生しており、それらの多くは鮮度の低下や腐敗、消費期限や賞味期限が過ぎてしまったものでございます。本町においても食品ロスが増えるということは、ごみが増える要因の一つであると認識しており、生ごみ処理機の購入費補助や、イベントでのチラシの配布を実施しております。

なお、今年度については、各自治会の総会に出席させていただき、ごみの減量化についてお願いをさせていただきました。

これからも町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、ごみの減量化に取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、何点か質問させていただきます。

ごみの目標は5,920トンだったものが6,394トンに増えたということで、目標どおりには進んでいないというお話でありました。私からそのごみを減らすということもそうなのですが、主婦の代表として、ごみ収集に関して自治会に任せているということを担当課の方から伺いました。私は愛宕町というところに住んでいるのですが、その愛宕町の例を挙げると、世帯が488世帯で、自治会の加入数が279世帯、57.172%になるんですね。それで、約4割強が自治会に入っていないくて、ごみステーションのごみを見ると、1つの袋にペットボトル、ビン、缶、燃えるごみ等が混じって出ていることがたくさんあるのですが、私のそのステーションには、40世帯近い人がごみを出しているわけなんです。犯人探しではないですけども、とても、どこの人が出しているかとか、そういうことまでは全然わからない状況で、分別どころではないということもあるんですね。そういうことも兼ねて、分別ということがどれだけ町民に浸透しているのか、どのように分別をしましょうということを町民にしているのか、その辺を聞きたいことと、また、地域性があると思うんです。いろいろな方にいろいろな話を聞いたときに、私のところはそういうことはないよということもあるし、町に来れば来るほどそういうことが多いような感じがしますが、自治会というか、地域力というものですか、そういうもの

の差が出てくると思うんですが、分別をどのように浸透させていっているかということを知りたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 それでは、住民に説明しているかということですが、現在、小中学校では「さんあーる」というスマホを利用したアプリを使っていますが、その広報で、小中学校の父兄に対してアプリの普及推進のパンフレット等を配布しております。また、町の方というと、新しい方、転入者なんかが多いと思いますが、その方に対しまして窓口でごみステーションのごみの出し方のパンフレット、及び自治会加入のパンフレットを配布して加入の推進をしております。なかなか、自治会加入が推進していないということですが、一応そういう形で加入の推進をしております。

また、これからなのですが、アパート等、自治会に入っていない方のためにごみの出し方等のパンフレット、先ほど説明しましたアプリのパンフレット等を配布して分別の推進を図っていきたいと思っています。また、分別監視員という方がいますので、その方を通して分別の徹底を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今ですね、さんあーるでしたか、アプリ、私は申しわけありませんが、スマホを持っていないのでわからなかったのですけれども、担当課の方に、きょうはごみの日だよということをやってくれとということ、とてもいいアプリだと思うのですけれども、栃木県の例ではないので、これが正しいのかどうかわからないのですけれども、1つの案として、スマートフォンを持っている人は、50歳までは結構ドカンと多いんですよね。その方たちにはアプリをやっただければ、それはとても便利だと思うのですが、60歳になると、これは東京のほうなので、地方だともっと低くなるというのですが、60歳以上だと、男性が18%、女性が20.7%がスマートフォンを持っていると、これは東京のほうですよ。だから地方だともうちょっと減るということなのです。それで、そのほかに、スマートフォンは持っているけれども、電話だけで、アプリなんかはやったことがないという方もたくさんいますよね。そういう方たちを考えると、アプリを全面的にやるということは、私はちょっとどうなのかなというふうに考えておまして、2番目に町長がおっしゃったように、確かに収集パターンも下野市とは全く異なっていると思うのですが、ごみが減っていないのだから、今までの状況ではだめだと思うのですよね。それなので、ごみを減らすために何か新しいことをやる必要があると思うので、この下野市の行政カレンダー、下野市に行ってもらってきたのですが、こういうものなのです。とてもわかりやすいです。きょうはごみの日、きょうはプラの日、きょうは焼却ごみ、こういうふうに書いてあるのです。これがもしあったら、カレンダーなんか見ないよとおっしゃる方がいると思うのですけれども、カレンダーは、新しい年にもらったらどこか見やすいところに張ります。だから、カレンダーはなくすことはそれほどないと思うのですけれども、そのカレンダーで、そういうふうにごみのことが書いてあったら、アプリを見るよりは、高齢者にとってはこういうもののほうが見やすいのではないかと思います。

それで、この行政カレンダーについてですが、なぜ今回私がこの行政カレンダーの質問しようかな

ったかという、町長と語る会で何回もこれをやってくださいという話をしたのだけれども、どうなっているのかが見えないというお話をいただいて、町長と語る会でそういう話が出たならば、どういうふうになっているのかということ町民に知らせることも必要だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 当然、海老原議員がおっしゃるように、改善、改良は加えていくべきだと思います。それで、ことしの町長と語る会で、その下野市で行われております行政カレンダーについてはご意見をいただきました。私自身、町長に就任して、町長の公聴会でそのことをお聞きしたのは初めてだったものですから、職員のほうに下野市の行政カレンダーを取り寄せさせて、私自身もそのカレンダーを拝見いたしました。確かに非常にわかりやすいということで、そのときから企画課のほうに検討を指示しております。

その中で、先ほど申しあげましたように、そのほかの納税とか、そういったところは一緒にすることが可能だと思うんですが、今現在、ごみのパターンがうちの町で23パターンあるということで、結局23通り以上のカレンダーが必要になってしまうということで、今現在ですと、そのカレンダーだけでかなり高額な出費が予想されてしまいますので、まず、その行政カレンダーにごみの収集日を載せるためには、ごみの収集パターンを少し見直さなければならないということで、これの見直しを今、検討しているところでございます。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 下野市の担当課長とちょっとお話をする機会を設けていただきまして、この行政カレンダーなのですけども、一番最初は南河内から始めたそうなのですね。南河内がやっていて、国分寺もやって、それで合併になって下野市が行政カレンダーをやるときに、何か市民の方から不平とか不満とかクレームとか、出しづらくなったよとか、そういうことがあったのですかと聞いたら、それほどありませんでしたねということと、それから、確かに宇都宮と一緒にやっているので、宇都宮と同じような分別ということで、下野市と同じようにというのは難しいかもしれませんが、ごみが減っていないという現実を見たときに、同じままでいいのかということ、そこはちょっと違うような気がします。

それで、私としては、ごみを減らす、ごみにお金がどのくらいかかっているのかというのを町民に知らせていったほうがいいと思うんですね。見える化、ごみをこのくらいお金がかかっているんだよ、私たちの税金でこんなにごみを燃やすだけでお金がかかっているんだよということを、しっかり町民に見える化をしていって、そして、ごみを処分するために税金がこんなにかかるんだよということを見えるようにしていって、町民にやったら得をするという動機づけが必要だと思うんですね。ごみにこのくらいかかったんだけど、みんなが頑張ったからこんなに減ったんだよと。そうしたら、町長は、そのごみが減った分で、私はこれをやりますよという公約を掲げてはいかがかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 議員がおっしゃっていただきましたように、ごみの減量化、これにはやはり町は真剣に取り組まなければならないと思っています。ことしの自治会総会にお邪魔いたしまして、先ほ

ど議員からご指摘がありました食品ロス、その部分についても、実は生ごみなどの80%は水分だというふうな情報を提供していただいていますので、その水切りネット等を使って、ビニール等で出すのではなくて、よく水を切ってから出していただくことによって焼却費が随分軽減できるという話を各自治会の総会に出向いてお話をさせていただきました。これで十分だと考えているわけではありませんので、今後、ごみの減量については今後とも進めていきたいというふうに思います。

少なくなった分を公約にというお話でございますが、当然、ごみが減量化されて経費が少なくなっていけば、ほかの町民サービスのほうにその税金を使わせていただくことができますので、そういったことで町民の方には周知をさせていただきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ごみ問題はこれで最後の質問にしたいと思うんですが、また私の住むところで申しわけないのですけれども、愛宕町というところは、私が捨てているごみステーションは40世帯近い人が捨てているのですね。だから、本当に山のようにごみになるんですが、ごみステーションをつくってくれという声がすごく多くて、この間、担当課の方のところにお話について話を聞いたときに、ステーションをつくるには、自治会が土地を見つけて、その土地の人に承諾を得て了解をもらったら役場に、ここにはどうですかと言って、役場の人が見てオーケーだったらステーションができると。それでよろしいですね。私有地でなければだめだと言っていましたよね。公園の入り口とか、そういうところはだめだとおっしゃっていましたよね。

そうすると、私の家の庭先にごみステーションをつくるという形か、あいているどこかの土地を見つけて、そこにごみステーションをつくるのか、そういう形になっていくと思うんですが、自治会長さんもすごく頑張ってくださいているのですけれども、なかなかごみステーションは、私が知っている限り、もう3つなくなっているのです。家が建つとごみステーションがなくなる、家が建つとごみステーションがなくなる、そういう形でもう3つなくなっているんですが、新しいごみステーションをつくる上での基準というか、こういうものですよというのがありますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 ごみステーションの基準といたしましては、道路とか公園に設置する場合は、その土地の管理者等の承諾を得てからでなければつくることはできません。また、新たに設置する場合に土地の所有者の承諾も必要であります。それと、新たに設置する場合の住宅の戸数ですが、基本的に20戸以上あるところには新たに設置していいですよというような基準がございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 なかなかすぐにはごみステーションはできないと思いますけれども、役場の皆様の協力を得て、よりよい愛宕町にしていきたいというか、ステーションが町の中でもできるというふうなことを、これから一緒にやっていただけたらと思います。

先ほど町長のほうから食品ロスに向けての取り組みということで、今、本当に食品ロスが多いですよ。長野県の松本市とか、ことしから宇都宮も始めたのですが、3010運動というのがあります、宴会とか食事会とか、最初の30分はしっかり食べましょう、最後の10分間は残さず食べましょうと

というのが始まっているのですが、我が町もそういうことはできると思うので、やっていったらどうかということ、それからもう一つ、町で災害備蓄している品物とかがあるんですね。その賞味期限が来たとか、そういうときにはそれはどうしていらっしゃるのか、ちょっと1回伺いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 現在のところ、災害備蓄品として町で備蓄しているものはございません。現在のところは、赤十字社のほうと石橋消防組合でございます。町の備蓄品につきましては、来年度から計画的に備蓄計画に沿って備蓄していく予定でございます。

○議長【津野田重一君】 もう1点、最初の30分、最後の10分は、席で食べましょうというのはどうなんでしょうか。住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 きのうの新聞におきましても、足利市ですか、39（サンキュウ）運動というのを始めた。まず、庁内から始めましょうということですので、今、忘年会、新年会シーズンですので、町でもその39運動、もったいない運動、宴会時の食品ロスを少なくしようという形で、庁内からまず始めていきたいと感じております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 本当にごみというのは生きているだけで出てくるというものなので、真剣に取り組んでいかないとどんどんごみは増えていくものです。過剰包装や、いろいろなものも、そんなに包まなくてもいいのにということがあるほど過剰包装になっております。スーパーに行くと、皆さん、マイバッグを持ってきたり、マイかごを持ってきたり、いろいろ工夫はなさっていると思いますけれども、町としても働きかけを今後もやっていっていただきたいと思います。そして、買い過ぎない、冷蔵庫に詰め込みすぎない、残さないを広げて、小さいときから、子どものときから環境問題ということを教育の中で取り組んでいっていただけたらいいなと思います。これでごみ問題は、私は終わらせていただきます。

続きまして、防災対策についてです。上三川の保存版の防災マップ、これです。とても詳しくいろいろな情報が書いてあって、風が吹いたらこんなだよとか、このぐらい来たら水が乗ってしまうとか、そういうことがたくさん書いてあります。防災マップは7年前につくられています、温暖化によって、大雨の被害は以前と違うと思います。マップの見直しと町民への周知はどのように考えているかということ、まず1つ、伺います。

2つ目が、9月13日の下野新聞によると、自主防災組織の組織率が100%とあるが、豪雨とか震災とか、効果的な組織なのかを伺います。

3番目、地域の防災リーダーとして活躍する防災士の資格取得のための研修講座費用を助成する考えはあるかどうか、伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

現在の防災マップにつきましては、平成21年3月に作成されたもので、鬼怒川及び田川の浸水想定

区域を浸水深により色分けをしたものとなっております。鬼怒川につきましては、昨年の水害を受け国土交通省で調査を行い、新しい洪水浸水想定区域が本年8月に公表されております。田川につきましては県の管理河川となっております、本年度、洪水浸水想定区域の指定に向けた検討に着手したと伺っているところであります。本町の防災マップの更新につきましては、県の見直しの状況や公表の時期の把握に努め、洪水浸水想定区域図が公表された際に速やかに更新してまいります。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

まず、新聞報道の件についてですが、調査結果は古い基準に基づくものであり、実効性には疑問がございます。そういったことから、町では昨年度から新しい基準に基づく自主防災組織の設立について、15自治会に対して推進を行い、現在のところ9自治会の設立となっております。今年度につきましても20自治会に対して推進を行っているところでございます。

なお、設置済みの自治会内では、今年度既に7自治会が防災訓練を行っており、災害時において実効性のある組織になるよう自主的に活動をしていただいております。今後につきましては順次、自主防災組織の設立を目標とし、設立後につきましては、防災訓練等の支援、自主防災組織活動補助金等を活用していただくなど、継続してサポートをさせていただきたいと考えております。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

現在のところ、防災士の資格取得のための研修費用等の助成は行っておりませんが、今年度につきましては、自主防災組織が設置されている自治会から県主催の防災リーダー研修会に4名、参加いただくこととしております。今後につきましては、現在既に9自治会で設置されており、今年度も設立が予定されている自治会もあることから、自主防災組織の活動において核となる人材の発掘、育成を図るため、県主催の研修への参加や町独自の研修を実施していきたいと考えております。そういった中で防災士の資格取得の費用負担等についてもあわせて検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 防災マップについては、国と県が今、調査をしているということで、それができ上がり次第ということだとお伺いしましたので、わかりました。これは県がつくったんですか、国がつくったんですか、どこがつくったのですか。これはとてもいい防災マップなのですが、町民の方から、どこに逃げればいいのかわかりやすくしてほしいとか、どこら辺が一番危ないのかとか、おらがうちの近くは大丈夫なのかというのがはっきりわかるものにしてもらいたいという話なんです。カラーでとてもいろいろなことが載っているのですが、逃げるときというのは、どこに逃げたらいいのかあたふたしてしまいますので、それがはっきりわかるものにしていただけたらいいのではないかと思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

続きまして、自主防災組織についてですが、今、町長からお話がありましたが、スムーズに動いているところもあれば、これからというところもあると思いますが、必ずこの自主防災組織というものは必要になると思いますので、今後も自治会と町がタッグを組んで自主防災組織ができればいいなというふうに思っておりますが、先ほども言いましたように、とにかく自治会に入っている人が少ないし、役員になりたくないとか、そういう人が結構多いので、その辺も加味しながら、自主防災組織も、本当に町

と自治会がタッグを組んでできたらいいなと思っておりますので、その辺のところをよろしくお願いたします。

2番目の防災は終わりにして、最後になります。7歳児及び高齢者の交通安全対策についてお伺いします。

まずは、1番目、年齢別に見ると交通事故件数が全国で、上三川はちょっと掌握できなかったのも申しわけありませんが、7歳児というのが、断トツに事故が多いのです。町は交通安全教育、この7歳児、小学校1年生に対して、どのような交通指導、安全教育を行っているかを、まず伺います。

続きまして、次に、高齢者の運転する電動カートが今後増えていくと思いますが、町としてその対策はどのように考えているかを伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

7歳児は、保護者や送迎バス等による通園から小学校にみずからの力で通うことになる年齢であり、行動範囲が広がる等の大きな変化がある年齢です。統計によると、年齢別に見た歩行中の交通事故は7歳児が突出して多くなっております。この年齢の子どもたちを交通事故から守るため、小学校においては就学前、入学時、入学後の安全教育担当者による説話や、下野警察署交通課の警察官による講話、自転車の乗り方のビデオ視聴、校庭に模擬道路を描いての交通訓練、教職員や保護者による通学路での登下校指導等、さまざまな方法により交通安全教育を実施しております。

また、入学後、登下校になれるまでの間は、保護者のご協力により交代で引率することや、年間を通じた地域安全見守り隊、見守り隊機動部隊、スクールガール等、多くのボランティアのご協力をいただいております。さらに、交通安全対策としては、更生保護女性会から新入生の手づくりの交通事故防止ストラップ、下野地区交通安全協会からの黄色のランドセルカバー、交通安全母の会から横断旗、蛍光反射材、新入児用の交通安全啓発冊子等の配布のご協力をいただいております。

7歳児の交通事故防止には、入学前後での安全指導が大切です。児童生徒の安全を守るために、学校だけでなく家庭や地域、下野警察署をはじめとする関係諸機関のさまざまなご協力をいただきながら、交通事故防止に努めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の2点目についてお答えいたします。

本町につきましても急速な高齢化が進行しており、今後、電動カート使用者の増加が予想されます。電動カートは、法律的に車両ではなく歩行者の扱いとなりますので、車道ではなく歩道を通行することになります。しかし、電動カートに対する認知度が低く、一般の方はもちろん、電動カートを使用している高齢者自身も通行方法を誤解していることがあります。安全に電動カートを使用いただくためにも、町民全体に電動カートについて理解していただく必要があると考えております。今後も交通安全教室や交通安全街頭活動を通じまして電動カートについての周知を行い、電動カートを安全に使用でき

る環境づくりを推進してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 先ほど教育長のほうから詳しい説明をいただきまして本当にありがとうございます。7歳児というのは断トツなんですね。グラフで言うと、富士山と筑波山の差があるぐらい断トツに事故が多いということなんですね。それはなぜかということ、視野が狭いということなのです。東京都のホームページに、これは拡大できなかったのだからこんなに小さいのですけれども、こういう「子どもの視野を体験しましょう」みたいなものが出るぐらい、その7歳児の子どもの事故は本当に多いということで、今、問題になっております。

それで、どんなときに事故が一番多いかということ、やはり登下校が36%、次に遊びに行ったり訪問したりが29%、次が買い物、観光、ドライブが12%、その他が23%、やはり登下校が一番多いということで、スクールガードの皆さんやボランティアの皆様にとってもお世話になって、子どもたちが安全を守っていただいているというのは本当にありがたいことだと思いますが、さて、自分で一人で遊びにいつているときは、スクールガードはいません。そういうときにも事故はあるわけです。そのときに、子どもが自分で危険を感じられるような子に育てなければいけないということなのですけれども、保育所と幼稚園では教育指針が違っていて、幼稚園は、教育の指針の中に交通安全が入っているのですけれども、保育所保育指針の中には入っていないのです。だから、園長任せとか、その園任せで交通安全教育を、やったりやらなかったりするのですが、そういう子がポンと小学校に来たときに、交通安全教育が、本来そういうふうにしていくものなのかということちょっと不安に思いまして、このような質問をさせていただきました。

本格的な発達の特徴を踏まえていることが大切で、「はい、右見て、はい、左見て、じゃあ、行きましょう」と、大人が見た目線と子どもの目線は全く違うわけですね。「じゃあ、ここを真っすぐ行くんですよ、ここを曲がるんですよ」というふうな指導をしているときも、子どもの目線で教育者というか、大人が見ているのかということがとても大切になってきますので、その辺のことをしっかり考えていただいて、子どもが自分で危険を感じられるような、世の中には危険がいっぱいあるんだ、突然、車が来るかもしれないんだ、車が来て死んじゃうかもしれないんだということをしっかり掌握させていただけたらなというふうに思っています。

先ほど教育長のほうからもいろいろな教育をしていますということを聞いていますので、今後とも7歳児、小学校1年生に対しては、自分で危険から身を守るような教育というのをやっていただけたらなと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、最後になりますが、電動カートです。電動カートは人として扱われます。先ほど町長も言いましたが、ぶつかっても交通事故ではありません。私と人がぶつかったのと一緒という形になりますが、9キロ以下でしか走ってはいけないというのですが、9キロで走っているのにぶつかったら、やはりけがはします。それで、裁判になる件数も出ています。そういう中で、よく私が見かけるのは、真岡石橋街道のバイパスのほうの歩道は結構狭くて、横断歩道を渡るときに斜めになっていますので、横断歩道にそのカートはとまれないのです。そうすると、1車線目のところの真ん中あたりにカートはず

っととまって信号を待っているわけです。そうすると、前の車の次の車は、そのカートは見えません。とても危険だなという思いを何度もしました。

しかし、高齢者にとっては大切な足なんです。今まで車とかバイクとか自転車とか乗っていた人が、それが乗れなくなってカートに移動したときに、買い物も、スーパーの中まで自由にそのまま入っていいんです、そういう法律ですから。そうすると、今まで車の免許も持っていなかった人でもそれは乗れるわけです、免許も何も要りませんから。そうすると、交通標識も余り勉強しない人がそれに乗るといことなんですよ。そういうこともわからないまま乗っていてけがをしたり、事故になったりということもありますので、町としては、これから高齢者がどんどん増えますし、「免許の返納はどうですか」というふうに促しても、返納すると3,000円相当の商品券を1回だけもらえるので、デマンド交通も今、とても人気があって、その日のうちに、その日には乗れない、予約しないと乗れないですよという話も聞きますので、そういう人たちがこの電動カートに移行していくこともありますので、本当に買い物とか病院とか、人に頼らずに自由に動ける魅力は、その電動カートはとても大きいんですね。バッテリーがなくなる限りは結構遠くまで行かれます。前に話を聞いたら、上三川から蓼沼の運動会にその電動カートで行ったという話もありますので、ぜひ、これからも電動カートについて町では対策とか、これからどんどん増えていくと思いますので、今はまだ少ないかもしれませんが、対策をとっていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上で、その電動カートの対策までは多分まだ行っていないと思いますので、今後、対策をとっていただくという形で対策をお願いしまして、私の質問はこれで終わりにさせていただきます。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

なお、午後1時から再開いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【津野田重一君】 3番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、11番・生出慶一君の発言を許します。11番、生出慶一君。

(11番 生出慶一君 登壇)

○11番【生出慶一君】 では、通告に従いまして一般質問を、きょうは国体関係と、子育て、人口減少対策等について質問したいと思います。

まず、第1つ目の第77回栃木国体開催準備について質疑したいと思います。

- (1) 県との準備打ち合わせ状況はどのように進んでいるか。
- (2) 町の準備状況はどのように計画しているか。
- (3) 予算の確保等はどのように考えているか。
- (4) 外来者の対応等はどのように考えているか。

(5) 耐震補強、これは体育館が開催予定地になっていると思いますので、耐震補強工事等はどのように考えているか、以上、第1問の質問をさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

(生涯学習課長 星野光弘君 登壇)

○生涯学習課長【星野光弘君】 ただいまのご質問の1点目、2点目について初めにお答えいたします。

本年9月29日に日本フェンシング協会からの視察員を招き、町、県国体準備室、栃木県フェンシング協会が参加し、会場となる体育センター等についての中央競技団体正規視察が行われました。今後は視察の講評で指摘(要望)された事項につきまして、県国体準備室及び栃木県フェンシング協会と協議検討しながら本大会に向けた準備を進めてまいります。

次に、3点目についてお答えいたします。

競技会場となります体育センター等につきましては、建築より35年ほど経過しており、本大会開催時には築40年を迎えることとなります。さきにご説明しました中央協議団体の正規視察の講評でも指摘・要望された内容ではございますが、施設本体設備の改修・更新や、不足している施設等の仮設での設置など、詳細は今後の調整となりますが、施設整備費や大会運営費など予算措置が必要となりますので、県の補助金制度を最大限に活用しまして予算を確保したいと考えております。

続いて、4点目についてお答えいたします。

競技役員や選手、監督につきましては、県国体準備室と連携をとりながら、来年度以降、宿泊関係の計画を立案してまいります。それ以外の観客等につきましては、今後、先進県の実態を視察するなどしまして、おもてなしの方法を検討してまいります予定でございます。

最後に5点目についてお答えいたします。

体育センターにつきましては、昭和55年竣工でございますが、耐震診断が必須となる物件でございます。もちろん診断結果によっては耐震改修が必要となります。競技役員、競技者、観客など、国体にかかわる全ての人の安全を担保するためには、速やかに耐震診断を行い、診断内容によりましては、国体開催前年に実施しますプレ大会までに耐震改修、そして本体設備の改修をあわせて効果的に行う必要があると考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 県のほうからの国体の大会スケジュールによりますと、栃木国体の開催自体が平成34年度開催ですね。それに対して今現在、平成28年までのスケジュールとしましては、先ほど言われたように、正式競技場としての視察、ここまでが今現在進んでいる状況ですね。その後の施設整備計画とか競技役員等の要請開始、あとは公開競技、この前のスポレクのときにもちょっとデモンストレーションをやっていたようなあれなのですけれども、公開競技としてデモンストレーションスポーツ会場施設都市の内定まではまだ行っていないということなんですか、その辺のところをちょっと。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 ただいまのご質問ですが、会場の整備計画につきましては、今後、詳

細については詰めていくということになります。

選手・役員の宿泊関係につきましては、来年度、県国体準備委員会事務局の指導で、宿泊可能なホテルと施設の所在地、収容可能な総定員数、国体参加者への宿泊提供の可能な数、こちらを調査しますので、この結果に基づきまして、平成30年度には基礎調査というものが実施され、宿泊施設が不足している市町村については隣接等の市町への広域配宿というものが検討される予定でございます。さらに、それでも宿泊の施設が不足した場合には、宿泊施設として転用可能な施設の調査が行われ、それでも宿泊施設の不足が見込まれる場合には民泊等の検討ということで予定しているものでございます。町としましては、基本的には近隣市町等も含めた広域宿泊で調整していく考えでございます。

それと、国体開催に当たってのフェンシング競技の振興、そのようなことのご質問かと思うんですが、今現在、上三川町はフェンシング競技の会場として内々定という状況でございます。先ほどから申し上げています中央競技団体の正規視察の結果をもとに、来年度6月に県が開催申請をいたしまして、7月に開催地の内定ということになりますので、それに合わせて、国体開催に対しましてのフェンシング競技の普及、こちらは選手の育成事業とか、そういうものも実施できればということで検討段階に入っているという状況でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 私もちよっとこれは年度数を間違えたのかな、27年のあれになると、町のほう自体でも、国体を招致して町のイメージアップ、また町の活性化に努めていってもらえるのはすごく光栄なことだと思います。せっかく大会が我が町で開かれるのですから、計画性のある整備関係、そういうもの、またこれからの話になると思いますけれども、一応、これは来年度の予定のあれに入っていますけれども、交通関係とか、先ほど言いましたように宿泊関係も、民泊とか、いろいろな企業、町の努力を起こしながら、なるべく上三川町の町内で、お客さんを表に逃がさないという言い方もあれなんですけれども、なるべく上三川町にお金を落としていってもらえれば幸いだと思います。それに対してはいろいろな整備計画とか何かもこれから必要だと思いますけれども、式典というのが、一応、専門委員会のほうのあれであるんですけれども、これは式典というのは、大体何名ぐらいの人数が出て、どんな感じの規模でやるのか、ちよっとそれがわかれば教えていただければ幸いだと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 式典につきましては、今のところ、予定では、平成31年度に市町村では準備を始めるということで、県のほうから示されております。参加人数等につきましては、まだ競技団体のほうからもはっきり示されていないところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 式典のほうのあれも、参加人数によって客席の必要人数、こういうものも決まってくると思います。そのほか、専門委員会との、これは分野になると思いますけれども、募金とか企業の協賛、そういうものもこれから町のほうで進めていただければ、これも、あくまでも計画の中にそういうものを入れていただければ幸いだと思います。

一応、客席も当然必要になるとは思いますけれども、今までほかの地域で開かれていた国体なんかでも、ある程度までのデータは持っていると思いますけれども、おおよそのあれでも結構ですから、ちょっとわかる範囲で、数だけでもわかれば教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 客席設置数の考え方ということでの質問ですが、客席につきましては、当初、体育センターのアリーナ部分に300席の仮設の客席を設けることで国体のフェンシング競技が実施可能ということを示されておりましたが、先ほど申し上げました9月の中央競技団体の正規視察では、日本フェンシング協会のほうから、客席数は500席をめどに設置されたいとの要望をいただいているところでございます。その点につきまして、今後は耐震改修等の詳細な計画を立てていく中で、日本フェンシング協会や県のフェンシング協会、県の国体準備委員会事務局等と協議しながら設置する客席数を決定していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 あそこの体育館で500席となると、試合をする場所もだんだんなくなってしまふようなスペースだと思いますけど、今まで、ほかの施設なんかでも、もう何遍もほかの国体等をやって、フェンシングも、ある程度まで何遍もやっていると思いますけれども、どうなんですか、上三川の体育センターは広いほうなんですか、狭いほうなんですか、その辺のところはちょっとわかりませんか、データの的にも結構です。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 上三川町の体育センターは、施設として、近年、国体が行われているところのフェンシング会場と比較してどのような状況かということですが、こちらにつきましては、体育センターの施設、アリーナの広さにおいても当然、今、観客席はございませんので、観客席の数においても見劣りする状況でございます。近年の国体フェンシング競技実施会場の客席数を見ますと、大体が500席以上、それで大きい体育館になると1,000、2,000の観客の方を収容できるような施設で実施というのが多くなっております。ただ、平成12年には客席数200程度で実施されている大会も実際にはございますので、その辺のところ、町で客席数を決定する場合には、国のフェンシング協会、県のフェンシング協会等、関係機関と協議して決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 まだこれは準備段階で、この上三川のフェンシング会場の内定というか、インターネットなんかに出ていたのは、多分二、三年前ぐらいからだと思いますけど、県のほうからの正式な競技や何か余りなかったように思えたものですから今まで質問はしなかったのですけれども、これは、国体のあれとすると県のほうからの補助というのが、先ほど課長のほうから答弁がありましたけれども、これは大体2分の1になるんですか、それとも100%なんですか。その辺のところパーセントだけでもわかれば教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 国体の実施に関しての施設整備等の補助金に関しましては、来年度、平成29年度に県のほうで補助金関係の要綱が制定され、示される予定となっております。県のほうもそういう状況ですので、詳しい補助率等については一切、話はいただけないところですが、近年の他県の補助状況を見ますと、いろいろ補助の仕方がありまして、競技に必要な仮設のものについては補助率が高かったり、将来的にも利用できる施設改修については補助率が低かったりというような状況にあるようです。いずれにしましても、栃木県のほうの補助制度、こちらをしっかりと読み込んで最大限活用していきたいとは考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 国体のフェンシング自体が伝統的な競技ですので、それを上三川町でやること自体、力を入れていただければ幸いです。もうちょっと細かいあれが出てからでも、また時間があれば質問させていただくということで、今現在は計画中ということですので、質問のほうはこの程度にさせていただきます。

2番として、子育て支援についてに入りたいと思います。

- (1) 子どもの貧困対策についてどのように考えているのか。
- (2) 養育費の負担軽減についての考え方はどのように思っているか。
- (3) 子育てと親の職場復帰対策についてはどのように考えているかを質問したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

(福祉課長 川島信一君 登壇)

○福祉課長【川島信一君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の子どもに限定した貧困対策制度としては、学齢期における就学援助制度がございます。当該制度は、対象年齢のお子さんがいらっしゃる家庭のうち、経済的理由により就学が困難な家庭に対して、学用品費や給食費の一部を援助する制度となります。平成28年11月現在、小学生72名、中学生50名が援助の対象となっております。また、いわゆる貧困の連鎖への対策として、県により平成27年4月から学習支援事業を町内で実施いただいております。当該事業により要保護児童及び準要保護児童のうち、小学校4年生から中学3年生までを対象に、週2回の学習支援の機会が設けられ、現在9名の方が制度を利用されております。今後も、子どもに対する貧困対策としては、教育に対する支援を柱として、県など関係機関と連携し実施してまいります。

2点目の保育料の負担軽減についてでございますが、保育料の決定に当たっては、対象世帯の所得階層区分ごとに算定しております。また、平成28年4月からの国の法改正により、要保護世帯、多子世帯における保育料の算定方法の一部が改正されました。これにより本町においても年収約360万未満相当の世帯について、第2子を半額免除、第3子以降を全額免除、さらに、ひとり親世帯等の場合は第1子を半額免除、第2子以降を全額免除しております。

3点目の子育てと親の職場復帰対策についてでございますが、産後休暇、育児休暇等から復帰するためには、子どもの預け先の確保が不可欠であります。本町におきましては、平成27年3月に策定いた

しました上三川町子ども子育て支援計画に基づき、保育施設の定員を計画的に増やすため、施設の増築、新設に係る整備費を助成し、経費負担を軽減することで法人が整備しやすい環境を整えております。また、保護者の方が安心してお子様を預けていただけるよう、保育の質の向上のために私立保育園の運営費の一部助成等を行っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 就学支援として、小学校で72名、中学校で50名ぐらいのお話を今、聞きましたけど、これから、貧困対策問題については、どうですか、増えていく可能性があるか、減っていく可能性があるか、その辺のところの先の読み方というのは、課長のほうは、答弁できないですか、ちょっとその辺の質問をお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 国のほうの発表によりまして、子どもの貧困というのが問題になっております。今後ともそういったことで、対象が増えていくというよりは、どちらかという、制度のほうの充実により、より一層そういった助成制度なりを受ける方が増えていくのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 子育て支援も、子どもを持っている親については、かなり町のほうにいろいろな要望もあると思います。そのほか、今、職場復帰なんかの場合でも、小さい子どもの保育所の預け入れがなかなかきつのが現状だと思います。前にも子どもの預け入れがやはり不足していると、施設自体はあれなんだけど、指導者といいますか、担当する看護師さんや保育士さん関係の人数が足りないというのが現状だということなんですけれども、どうなんですか、この辺のところは今現在、幾らか緩和されてきているのですか、その辺のところをもう一回、質問、お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 現在でもなかなか難しい状況ではありますが、ことし、来年4月からしらさぎ幼稚園のほうで事業者外保育を始めるというのが示されました。そういったことで、その保育士さん等が働くに当たって、子どもを預かってくれるそういった施設ができたことにより、保育士の確保はさらに進むものと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 これからは少しずつよくなっていくというのが課長のほうの今の見方ということですよね。

それと、これは再質でもう一つなんですけれども、親の都合で、親が入院したり通院等によって子どもの宿泊を伴う一時預かり事業、これは子ども子育てのほうでも結構、要望があって、町のほうとしても何らかの考えはしているようなことは言うてはいますけれども、これについて、もう一度、町執行部のほうの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 議員ご指摘の施設につきましては、上三川町内には該当施設がないため、入所が必要な案件があった場合には、県や近隣市の児童福祉施設等に受け入れの要請をして対応することになると考えております。事業の性質上、なかなか確保することが困難な状況ではありますが、近隣の市町、県などと連携して受入先の確保について検討を進めたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 やはりこれからは、子どもが増えなければ人口減にもなってしまいますし、人口を、ある程度まで維持するには、子どもを増やし、生活しやすい上三川をつくっていただきたいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

次に、人口減少対策について入らせていただきたいと思います。

(1) 上三川町育英資金設立の考えは。

(2) 若者が上三川に帰っての定住生活対策をどのように考えているか。

(3) 町民の安心・定住の対策はどのように考えているかを質問したいと思います。

どうぞよろしく願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

(教育総務課長 枝 淑子君 登壇)

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

町教育委員会では、現在、優秀な学力、素質を持ちながら経済的理由により就学が困難な方に対する支援として、公益信託白鷺奨学基金と公益信託上三川町ふるさと人材育成基金による奨学金制度がございます。いずれの奨学金とも返還する義務のない給付型の奨学金制度でございます。白鷺奨学基金については、本町在住、または本籍を有する者で、栃木県内の高等学校及び高等専門学校に在学する生徒に給付するもので、支給につきましては、1人年額10万円を就学期間に給付してございます。ふるさと人材育成基金は、本町在住または出身の大学生等に給付するもので、1人1回に限り年額20万円を給付してございます。

これらの奨学金は経済的理由により進学を諦めることがないように、また、学費の支払いに不安を抱えることなく勉学に専念することができるよう援助を行い、もって社会に有用な人材を育成することを目的として設立された制度でございます。

町教育委員会といたしましては、この2つの奨学金制度の趣旨を保って給付事業を行っていく方針であり、現在のところは、新しい制度設立の考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

(企画課長 秋山正徳君 登壇)

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問の2点目と3点目につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

本町の人口は、平成27年の国勢調査では3万1,046人、5年前の調査と比べまして575人の

減少となっております。このような人口減少の中で定住人口を増加させることは、町の活性化に非常に有効であり、昨年度策定いたしました第7次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にその施策を位置づけたところでございます。

人口減少対策といたしまして、若者が本町に帰ってきての定住はとても重要であり、そのためにはまず、働く場所の存在が必要不可欠でございますので、新たな産業基盤整備を位置づけまして、10月に議員の皆様にご説明をさせていただきました新産業団地の開発を進めているところでございます。早期の事業完成を目指し、本町に帰ってきたいと思う若者を迎え入れることができる雇用環境の確保をしてみたいと考えております。

また、空き家の情報提供やマッチング支援を目的とした空き家バンクの整備、あわせまして、住宅を取得した際の補助等による住宅取得支援などの検討をしているところでございます。それらの施策とあわせまして、不妊治療助成や児童医療助成による子育て支援、ICTを利用した特色のある学校教育、自主防災組織の設立推進や、健康マイレージによる安心、安全で健康に暮らせる環境づくりなど、本町の魅力を打ち出す施策を行うことにより定住人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 先ほど教育総務課長のほうから答弁があつて、新しいものは考えていないということなんですけれども、県内の今現在の奨学金の、各市町村でやっている一覧表をちょっと取って見たんですけれども、上三川の場合は確かに一時金として10万円と20万円ということ。ほかの地域なんかですと、どちらかという、月幾らということで、金額的にはそんなに変わりはないとは思いますが、その市町村によって考え方とか財政力とか、宇都宮なんかが一番進んでいるかなとは思いますが。今現在の状況の中での奨学金というのは、町独自のものはもう、確かに頭打ちと言えば頭打ちですし、1つの考え方で、ちょっと私なりに別な考え方で、これ、入らせていただきたいと思いますが、日本育英資金などの基準を町の状況に応じて借用を決定するようにして、新しいタイプの奨学金制度、これのもとになるお金というのが、ふるさと創生みたいな、何らかの国からのお金が使えれば、同じ奨学金制度でも、この上三川に戻ってきて働いてくれる場合、上三川に定住してくれる人には金額返済免除を考える、そういうタイプのことをネットなどでちょっと見つけてみたんですけど、やはり、若い人が地元に戻ってきてくれないことには活性化も進まないですし、上三川独自の、今現在、教育総務のほうでやっているものに対しては、これはこれでいいとは思いますが。ただ、新しいタイプで、地元に戻ってきて、地元の会社に勤めるとか、定住する場合、そういうことを1つの案にして、何か新しいタイプの育英資金みたいな、奨学金制度みたいなものを新規に考えることができるかどうか、ちょっと質問したいと思います。

○議長【津野田重一君】 貸付型ということでもいいですね？

○11番【生出慶一君】 人口減少のあれで、同じようなあれになります。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまの質問にお答えいたします。

確かに、県内の市町村の中には、貸付型の奨学金制度の中で、その市町に戻ってきたときにはその奨

学金を免除するというタイプの奨学金を扱っている市町村もございます。今現在、上三川町で行っている奨学金制度は貸付制度ではなく、給付型の奨学金制度を行っておりますので、もし新たな奨学金制度を設けるとなると、その原資となる財源が必要となります。また、定住促進が目的の制度となると、現在の奨学金の趣旨と異なってきますので、支給のための新たな基準がまた必要になってくると思われます。それらの課題を踏まえて必要と判断される基金が来ましたら、町財政当局とも検討していくような形で考えていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 11番、生出慶一君。

○11番【生出慶一君】 前向きに考えるということで、そういう答弁として認めさせていただきます。

先ほども言いましたように、宇都宮なんかでやっているのも地元に戻ってくれば多分、10万円ぐらい出すというあれもあったと思いますけれども、そういうこともひっくるめて、これから貴重な人材を表に出すのではなく、地元で少しでも囲い込んでおきたいですし、また、地元で活躍していただかないと町の発展自体もなくなると思っておりますので、その辺のところも含めてこれからはまたよろしくお願いたします。定住関係を中心に、人口減少を少しでも遅くなるように、これから町の執行部のほうでも考えていただければ幸いです。

以上で私の質問を終わります。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後2時01分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【津野田重一君】 11番・生出慶一君の質問が終わりましたので、順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 それでは、通告順序に従い、私からは3件、質問させていただきます。

まず、防犯体制の充実について3項目伺います。

1つ目に、町内において住居侵入、窃盗、のぞきなどの犯罪が多く発生していると聞きます。上三川町として、より安全・安心なまちづくりに向け、犯罪の起こりにくい環境づくりの充実についての考えと、第7次総合計画策定後、実際に実施をした取り組みについて伺います。

2つ目に、3月の一般質問の回答の中にあつた、自治会等に投げかけを行っている自主防犯組織は、既に活動されている7自治会から増えているのか。また、どのような活動をしているのか、伺います。

3つ目に、その自主防犯組織の活動に対して町の対応状況を伺います。

以上、3点の回答をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 田中文雄君 登壇)

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの1点目のご質問にお答えいたします。

町として防犯体制の充実のため、町民防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい環境づくりを推進しています。町民の防犯意識の高揚については、警察と連携した各コミュニティ等における防犯講話を実施しております。講話の依頼を受けた際には、地域を担当する交番や駐在所の警察官の派遣を依頼し、地域で起きている犯罪情勢をタイムリーに住民に還元できるようにしております。また、犯罪の起こりにくい環境づくりとして、住民の要望に基づき、防犯灯の設置、修繕を行うとともに、LED化に向けた検討を進め、公共空間の見直しの確保や死角の解消に取り組んでいます。

2点目のご質問にお答えいたします。

自主防犯組織は、自主防災組織と違い、設立の届け出の受け付けをいたしておりません。そのため、正確な組織数を把握していないのが現状でございます。把握しているのは、防犯パトロール等を実施している7自治会、具体的に言いますと、石田地区の5自治会、しらさぎ自治会、峰町自治会等でございます。他にも、自治会の活動として、警察官や町防犯担当者の防犯講話を受講しているところもございます。

3点目の質問についてお答えいたします。

町としては、自治会等からの要請に基づき、講師としての警察官の派遣要請、また町防犯担当者の派遣、パトロール用タスキ等の防犯グッズの貸し出し等を行っています。また、年末には、年内の防犯防火診断を企画し、自治会、町、消防、警察による合同パトロール等を通じ、防犯活動の活性化を推進しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 回答ありがとうございます。

今の回答から行くと、以前3月に質問しました防犯組織というのはありませんということでしょうか。間違えた回答をされたということでしょうか。お願いします。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 3月の答弁について私の回答を確認しておりませんので大変申しわけありませんが、自主防犯組織というものを改めて立ち上げてくださいということではなくて、自治会の活動としてそのような取り組みをされているところが3月時点で7自治会ございました。自主防災組織につきましては、午前中、ほかの議員のご質問でありましたとおり、以前は自治会活動の中でそのような取り組みということでカウントしていたのもあるのですが、昨年からは、自主防災組織につきましては、要綱の届け出、名簿の提出等、町の防災組織の基準を見直しまして、自主防災組織につきましては新たな届け出をお願いしている。防犯組織につきましては、現在のところそこまでのことはお願いしておりませんので、自治会として活動に取り組んでいただきたいということで、自治会総会等においてはご説明を差し上げているところでございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。では、防災組織の中に含まれているということよろし

いですか。わかりました。

それでは、犯罪を未然に防ぐためには、自分の身は自分で守るのが基本であると考えますが、そのためには、まずは個人で防犯意識を高めていくことが必要であるというふうに思います。よって、先ほど回答にあったとおり、啓蒙活動、また教育、講習会などを進めていただけたらなと思います。しかし、また、個人や自治会の防犯対策について、例えば、センサーライトを個人でつける、また、防犯カメラを自治会、個人でつけるという、防犯に対する取り組みが必要であると思いますが、その中で補助金などの交付によって防犯対策を促す考えを町は持っているかどうか、お聞きします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの議員のご質問、防犯に関するグッズ等の購入に当たって、町の補助金ということかと思えます。以前、別の件で、防犯カメラの設置について検討されないかというご質問があったかと思うんですが、町のほうでは、具体的なそういう検討は現在のところ、しておりません。現在のところだと、防犯上のライト、そういうものについては個人の意思による購入に頼っているのが現状でございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今、課長のほうから防犯カメラの設置は考えていないよ、という話がありましたけれども、学校等、そういった公共施設のところは以前やっていただけというふうにおっしゃっていたので、それはそれでいいんですね、そういうところをちょっとお聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 防犯カメラにつきましては、学校のほうは既に計画が進んでおります。それ以外の公共施設、学校以外の公共施設について、学校の後、順次検討していきたい。その先に、公共施設以外の、例えば、民間の施設、個別の施設というよりは、例えば交差点とか、そういう部分ですが、そちらにつきましては、プライバシーの関係もございますので、順次、検討した上で考えていきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 では、公共施設のところは進めていただければなと思います。また、先ほど、防災組織ができましたということで、その中で防犯のところもやっていくという話がありましたけれども、例えば、自治会の中で、ここに防犯カメラをつけたいというところがある場合と、あと、先ほど言ったとおり、個人的にセンサーライトを家につける、結構な費用がかかるんですね。先日もちょっと警察の方とお話ししましたら、防犯に一番有効なのはセンサーライトをつけることが一番いいと。防犯カメラもいいんですけども、まずはセンサーライトをつけて光を当てて犯罪を防ぐところがあります。しかもそれを、1つの家だけではなくて隣近所で一緒につけて、犯罪者が行ったときに電気がそこにつく、次の家に行くにつくみたいな、連鎖的にそういったセンサーライトがついていくとすごく効果があるという話をしていました。

そういった意味で、結構、各家庭でもそういった防犯に関する設備は負担がかかります。ほかのいろいろな自治体なども参考にいただければいいのですけれども、町から補助金を出してつけてもらうという形もありますので、そういったところはお考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 議員ご質問の点なのですが、正直なところ、今までは検討したことはございません。ただ、今後、公共施設の防犯カメラが設置された後、例えば、今おっしゃった、自治会等での防犯カメラの設置というような補助金を検討する際には、あわせて防犯のセンサーライト、そのようなものも補助ができるかどうか、防犯カメラよりは、そちらのほうが維持費等もかからないと思いますし、有効性から言うとかなり効果的なのかなということもございますので、その辺を含めて今後検討させていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、よろしくお願いします。

それでは、地域、近所で防犯対策をすることによって防犯の未然防止を図りまして、上三川町の防犯体制はしっかりしていることがアピールできると思います。犯罪組織が犯罪を起こしにくい町との意識につながると思いますので、よろしくお願いします。また、これから居住を考える方においても、上三川町は安全・安心の町と認識していただければ人口増にもつながると思いますので、今、補助金などを出すといったところの考えと、上三川町が安全で安心な町をつくっていくところの考えを、町長の考えをお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 町民の皆様は安心・安全のまちづくりというふうなことでお話をさせていただいています。当然、安全・安心に生活していただくために防犯、犯罪の少ないまちづくりには力を注いでいかなければならないと思います。今後、さまざまな視点からそういったことを検討して行って、どんな形で安心・安全なまちづくりができるかというのを検討していきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは、より安全・安心なまちづくりに向けて、安心して暮らせる犯罪の少ない環境づくりと、上三川に住みたいと思っただけのことも視野に置き、防犯体制の充実に取り組むことを積極的にご検討をお願いします。これで1つ目の防犯体制の充実についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、次にデマンド交通の充実について2項目伺います。

1つ目に、高齢者の交通事故が多発している昨今におきまして、9月の一般質問で、高齢者の交通安全でも少し触れましたが、町の公共交通機関が発達していないために、免許証返納を検討する中で必要とされる町の公共交通機関、デマンド交通の利便性の向上、利用者の増加促進についてのお考えを伺います。

2つ目に、運行区域の拡大とかみたん号の台数増加の考えをお伺いします。

2点、よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 秋山正徳君 登壇)

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

デマンド交通かみたん号は、町内の公共交通空白地域の解消を目的としまして、平成25年3月から

の実証運行を経て、本年4月より本格運行に移行いたしました。利便性の向上につきましては、実証運行においてアンケートによる利用者のニーズを踏まえた運行時間や運行台数の検証をこれまで行ってまいりました。また、利用者の増加促進につきましては、町広報紙や班回覧、文書による利用の呼びかけに加えまして、利用者の大半を占めております高齢者が参加するイベント等において案内を配布するなどの取り組みをこれまで行ってまいりました。今後におきましても、アンケートによる利用者ニーズの把握による利便性の向上や、各種PRによる利用者増進に努めてまいります。

続きまして、ご質問の2点目についてお答えいたします。

かみたん号の運行区域につきましては、乗り合いによる1時間を単位とした運行や、利用者アンケートの結果、民間事業者などへの影響、これらを総合的に判断しまして現在の区域と定めているところでございます。また、運行台数につきましては、2台では予約が取りづらいとのご意見を踏まえまして、現在、3台での本運行とし、予約が取りやすくなったと好評を得ているところでございます。

現在、かみたん号の直接の運行区域の拡大ではございませんが、利用者アンケートの結果を踏まえ、下野市、壬生町とのデマンド交通の相互利用、県を交えての新規バス路線の検討などに取り組んでいるところでございます。今後につきましては、現在の3台で運行を継続しつつ、利用者のアンケートの結果を参考に運行方法の検討をしてみたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、回答ありがとうございました。今、利用者数が大分増えてきて、今、3台目を増車していただいたということですが、例えば、利用者数が何%まで行ったら、また4台目に増やせるかとか、そういった基準みたいなものを持っておられるのかどうか教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 増車に対する1つの目安というのは町のほうでも持ってございます。それにつきましては、利用者の方にお断りするということが今までございました。過去の例を申し上げますと、平成27年度の2台のときでは、1日の平均のお断り人数が5人から7人で、日によって違いますが、多い日で31人というようにお断りをした日もございました。そういったことかございますので、できるだけご利用されたいという希望の方には乗っていただけますように、今現在3台ということで運行を開始いたしました。現在につきましては、8月以降でございますが、お断りしたケースはないということで、先ほど答弁でもさせていただきましたが、非常に乗りやすいということで好評をいただいております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ということは、基準というか、そういうのではないと、ただ、利用者が増えて断る率が増えてきたら考えていきたいということですね。わかりました。

では、また違う質問ですが、デマンド交通を利用するときに登録申請が必要だと思います。意外と、登録も面倒くさいなという方も結構おられると思うんですね。この登録申請というのは何か目的があってされているのか、何のためにされているのか、ちょっと教えてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 まず、登録につきましては、登録されているお宅にお迎えに行くというシステムでございますので、ご自宅の場所の確認とか、そういったことで登録していただいております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは、迎えに行くための登録申請なんですね。例えば、通常のタクシーなんかは、住所を言うと、今、家の前まで来てくれますよね。そういった意味でも余り必要ないのではないかと考えます。電話で、どこの家だよと言うと、大体パソコンで見て、ここだよねということで受付の方がわかるかなと思うんです。ですから、何かそういうむだというか、そういったところの面倒くささというか、そういうところもなくしていかれたらいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 登録につきましては、まず、本町にお住まいの方であるというのをまず一つ、把握しまして、事前に登録していただいた方についてはお宅について登録しておきますので、今、ナビがあるとおっしゃいましたけれども、速やかにそこのお宅まで迎えられるということで登録制度をとっております。登録につきましても、町のほうで、先ほど申し上げましたとおり、老人の方を対象に、敬老会であるとか、身障者の高齢者スポーツ大会とか、いろいろな機会を捉えましてPRをしておりますので、登録者についても、昨年4月に3,668人であったものが、今現在4,120人ということで、450人ほど、登録のほうは増えているような状況でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。わかりますけれども、利用者の方の利便性というか、面倒くささということも考えてもらって、必要がなければ削除してもらってもいいのかなと、どうしても登録されていないと行かないよとか、例えば、申請書を出すと利用券のカードがもらえて、それを見せると何かいいメリットがあるとか、そういうことだったら話はわかるのですけれども、何か余り、今、聞いているとメリットというか、目的がいまいちなと思いますので、その辺もちょっと検討いただければなと思いますので、よろしく願います。

それから、デマンド交通ですね。先ほどのメリットというところで、何か具体的な施策はあるのでしょうか。例えば、デマンド交通を使うと割引券がもらえて、商店街で買い物をすると値引きをしてくれるとか、ポイント制にしてもらって、ポイントカードで、今はやりのTポイントとか、皆さん、ポイントが好きですので、ポイントを貯めて、それを町内の商店街で買い物をするときに出すと少し割り引いてくれるとか、何か具体的な対策を考えていらっしゃいますでしょうかということですが、よろしく願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 特典というご質問でございますが、うちのほうで現在行っているのは、デマンド交通の回数券、こちらが10枚で1,500円を、11枚つづりということで、その辺で乗りやすいような形ということでは考えております。今おっしゃったポイント制につきましては、今は検討し

ておりませんが、利用の促進が図れるということであれば、今後、研究検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ありがとうございます。やはり、そういったメリットがないとなかなか、例えば、今、高齢者は運転免許証を返納するに当たっても、デマンド交通があるから安心して乗れるとか、こういった割引きのメリットがあるとかといったところがあると、運転免許証なども返納してくれる確率は高くなるのではないかと思いますので、少し知恵を絞っていただいて考えていただければなと思えます。

人口減少です。高齢化において、公共交通機関の限界を超えた地域のモビリティを確保するために、より地域の実情に合ったスタイルを構築することによって、デマンド交通は、より町民の期待に応えられるシステムに進化するものと考えます。デマンド交通の充実について早期にご検討、改善をよろしく願います。それでは、デマンド交通についての質問は以上にさせていただきます。

それでは、最後に、学校教育費滞納について、お伺いたします。

全国的に給食費や教材費の未納が問題になっています。未納問題については、児童生徒ごとにさまざまな要因があると考えますが、町として未納に対する対応についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

学校給食費や教材費の徴収については、各小中学校が未納者に対して適時納付の相談を行い、分割納付などの方法も視野に入れ、完全納付を推進している状況です。町といたしましては、経済的な理由でお困りの方には就学援助費を支給しており、必要な方に制度をご理解いただけるよう、次のような周知方法の見直しを行いました。

案内のチラシにつきましては、見やすく改定し、新小学1年生保護者にのみ入学時に配布していたものを、在校生についても毎年1回、学校を通して小中学校の全保護者に配布することとしました。また、他市町から転入時には住民生活課の窓口で、ひとり親家庭の手続の際には福祉課の窓口でそれぞれ配布することといたしました。さらに、「広報かみのかわ」への掲載も年1回から年2回に増やし、ホームページでの内容もわかりやすく更新いたしました。

これらの周知方法の改善を行ったこともあり、徐々に就学援助制度を利用される方が増加してきております。また、必要な方にできるだけ早く支援が行き届くよう、平成27年度より、第1回目の支給時期を6月から5月に繰り上げました。就学援助制度の支給対象となった方には、学用品費、学校給食費、宿泊学習費、修学旅行費等を支給しておりますが、学校給食費につきましては、実費全額支給となっております。そのほか、給食費の未納対策としましては、保護者の同意を得て、児童手当からの徴収を行うことなどの対応もしております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、答弁ありがとうございます。再質ですけれども、滞納者、未納者については、この方は経済的困窮によるものなののでしょうか、それとも別にいろいろなパターンがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 未納の方の理由については、個別の理由については把握はできてございません。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 把握ができていないということだったのですけれども、そうしましたら、この未納について、ずっと振り込まれない場合は、どこから給食費の補填がされるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 未納に際しましては、それを分割で納入していただいたり、さらには、学校のほうから何度かご相談申し上げて納入していただいているところがございます。最近是学校給食につきましては、年度末に学校給食申込書とあわせまして、確約書を出していただいております。そのせいもあって、滞納につきましては大分改善されてきているところがございます。

本年度11月現在の未納でございますけれども、29名、26万6,235円でございますけれども、これらは口座振替の残高不足などで時期を失ってしまったりというようなことが多いのではないかと思います。何度か繰り返す中で、かなりの納入がなされている状況と思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 結構な人数の方がまだ未納であるということですが、この未納に対しての集金ですとか、お願いしているのは、学校にお願いされていると、先ほどの回答でありましたけれども、担任の先生だとか、教頭先生ですとか、いろいろな先生が対応されているということは、その勤務時間は、通常なら教育に従事してもらいたい時間ですよ。それを、こういったむだな時間を切り裂いて滞納されている方のおうちに行って集金をされている、お願いしているという状況です。そういったことも、例えば、ないような形で、先ほど、就学援助金なんかを給付されているときに、就学援助金の中から自動的に給食費とか教材費を引き落とすシステムはできないのかどうかということをちょっと教えていただければと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 確かに、未納の保護者の方への対応ということで、学級担任、あるいは学校の職員が出向くというような場合もありますけれども、そういうものは大分少なくなっているように聞いております。電話連絡、あるいは通知文などですぐに反応していただける方が増えているというように聞いておりますけれども、それらの集金業務に学校の教職員が当たるということは、業務の適正化の観点からも今後改善をしていく必要があるのかなと、そんなふうに考えております。集金業務だけではなく、さまざまな学校教職員に課せられている、いわゆる、直接の教育活動以外の業務などについての見直しと一体で考えていかねばならないと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 教育長、就学援助制度でもらったお金、それは……。

○教育長【森田良司君】 では、補足させていただきます。就学援助のお金は直接、保護者のほうに行くことになっておりますけれども、個別にはご相談の上、保護者の了解で集金のほうに充てさせていただいている事例もまれにはございます。これは保護者のほうの了解を得てということでございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 そうしますと、就学援助金については、1回、保護者のところに納めて、そこから了解をもらって、それもおかしな話なんですけれども、納めてから了解をもらってそこから引くという形になるんですか。それとも、その間で、納める前に引き落とすということはできるんでしょうかということですか。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 就学援助費の振り込みの関係については、私のほうからお答えさせていただきます。

援助費に関しましては、学校を通して保護者に支給をするような形をとっておりますので、一たん、学校に振り込みになります。学校給食費に関しましては、保護者が負担した金額への助成という形になっておりますので、給食費がまだ未納であった場合には、援助費で出たものから給食費に充てるという形で、保護者に一たん渡してからお預かりするという形ではなく、学校のほうで対応をとっていただいていると思います。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ありがとうございます。そこが知りたかったのです。そうしたほうがいいんじゃないですかという話をさせてもらっていたのですが、ありがとうございます。

それから、例えば、新入生で入ったときに、給食費を払って下さいみたいな署名をもらうんですね。はい、わかりました。私の家では、うちの子どもは給食をお願いしますという形で払っていただいたときに、例えば、先ほどの同僚議員の質問にあった、町の住宅の保証人というのは、そこは保証人をつけてしっかり払ってもらうという責任感みたいなところを醸成させるみたいな、そういうところの考えはあるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 保証人をつけるような市町もあるようには聞いておりますけれども、本町の場合には、保証人は要求してございません。やはり、保護者との信頼関係の中で成り立っていく、そういうものを大切にしながら給食費を払っていただくと、そんなことを大切にしていければいいかなと、そんなふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。私もそう思います。保証人をつけると言ったらどうしようかなと思っていました。やはり、信頼関係でしっかりやっていただいて、ただ、今でも29名、まだ未納の方がいるということは、まだまだ信頼関係ができていないのではないかとと言われてもおかしくないもので、そういったところで、しっかり学校、また家庭とコミュニケーションをとっていただ

いてやっていただければと思います。

例えば、山梨県のある市で、給食の時間に、特定の児童生徒に給食が用意されないというところもあるらしいです。それは極限状態なので、それは行政がつくり出してはいけないのではないかなと思いますので、強固な処置についてはしっかり慎重な考えを持ってやっていただけたらと思います。市町村ごとに負担金がかかなり異なっている点もあるようなので、子育て支援の町をもっとアピールするのであれば、給食費無償とかも対策の一つに考えられますけれども、まずは就学支援制度の関連等、さまざまな対応があると思いますので、そこに向けて今後、よりよい改善をしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時57分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【津野田重一君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりましたので、順序に従い、7番・高橋正昭君の発言を許します。7番、高橋正昭君。

(7番 高橋正昭君 登壇)

○7番【高橋正昭君】 早速、質問に入らせていただきます。私は3点について質問いたします。

そのうちの1つ、町内の小中学校のエアコン整備について伺いたいと思います。

(1) エアコン整備の現在の進捗状況について伺います。

(2) エアコン整備の各校の優先順位はどのようなのか。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目、2点目については関連がございますので一括してお答えいたします。

エアコン整備につきましては、これまで平成29年度に実施設計を行い、平成30年度から順次、設置していく計画とお答えしておりましたが、これまでも高橋議員をはじめ多くの議員の方々からご質問をいただいております。議員の皆様方のエアコン整備に対する熱意を大いに感じておりました。これからの上三川町を担っていく子どもたちが、生理的・心理的に負担のかからない学習に望ましい教育環境を整えることは最優先と考え、どんな方法であれば早期に設置ができるか、担当課及び財政担当課とも、PFIやリース等、あらゆる設置の方法について検討を行ってまいりました。また、設置には多額の費用が必要となるため、少しでも町民の方々への負担軽減を図れないかと考え、幾度か国へ足を運び、補助金等の支援がいただけるよう要望を行いました。

そんな中、国への働きかけの結果として、国からの補助金の内示を受けられることになりましたので、平成29年度に小中学校一斉にエアコンを整備してまいります。この後になりますが、最終日に追加議案として追加補正を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。整備のスケジュールにつきましては教育長より答弁をいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいま町長より、平成29年度、小中学校一斉にエアコンを整備していくとの答えがありましたので、私からは今後のスケジュールについて概略を答えさせていただきます。

エアコン整備につきましては、今回の国の一般会計第2次補正予算で「学校施設環境改善交付金事業」に予算がつき、補助がいただけるということになり実施する運びとなりました。町長から答弁があったとおり、最終日に追加補正で実施設計及び工事に係る費用をお願いする予定としております。その後の流れとしましては、補正予算が承認いただけましたら、今年度内に実施設計を依頼し、29年度夏ごろから設置工事に着手、翌年3月に設置が完了、平成30年度からは町内小中学校全校でエアコンが使用できるようになる計画となります。

また、今回のエアコン整備では、新設だけでなく、更新も一部事業の対象となることから、普通教室に加え、未設置の特別教室及び更新時期を迎える特別教室を見込んで計画を予定しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ご答弁ありがとうございます。町長の答弁で、29年度に一斉に実施するという、また、教育長の答弁で、29年度に実施して30年度には完成するというものであります。なおかつ、未設置の特別教室も補助金をもらってやるということであったと思うんです。私は、この件については今まで何回かやらせていただきました。このところ夏場の暑さが並の暑さではなかったということもありまして、そのことについていろいろテレビその他の報道関係で騒がれていました。それで、非常に私も、我が町の小中学校のエアコン整備を早くやってほしいというふうに考えまして、質問をさせてもらったわけではありますが、今の答弁のように、この議会で補正を組む、そして29年度に一斉に実施に入って、30年度には使えるということであると聞きいたしまして、本当に私も安心した次第でございます。

それも、子どもたちが快適な教室で、町が目指している教育の向上が目に見えるような気がするのですね。子どもたちが一生懸命に快適な教室で勉強する、その姿を見ますと、私は涙が出る思いであります。

これで質問なんですが、この整備に係る整備費は、今までの質疑応答を聞いていますと4億7,000万円ぐらいかかるというようなことが出ていましたが、実際どのぐらいで上がるのでしょうか、まだそこまではわかりませんか、お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまの議員のご質問の内容について、私のほうからお答えいたし

ます。

先ほどの教育長の答弁の中にもありましたとおり、9月時点で予定しておりました普通教室及び特別教室のほかに、更新時期を迎える、既に設置されている特別教室のエアコンも今回、補助の対象となるということから、必要な特別教室においても今回の更新の中に入れていきたいと考えておりますので、9月の時点で考えていた事業費よりは増えてございます。

詳細につきましては、追加補正で提出させていただきますので、そのときに説明させていただきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ただいまの課長の答弁では、最初の計画よりも余計にやらなければならないところがあるから、今まで言われていた金額よりも多くなりますよということだと思っております。これは、どんどん金額が上がっても、いい仕事をやってもらえばいいのですから、私は子どもの立場を考えますから、幾らでもよくなることについては、私は文句は言いません。

そんなわけで、このエアコン導入に当たって、今までは暖房はストーブでやっていたと思うんですが、そのあたり、暖房に関しては今後はどうなるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 現在、小中学校の暖房に関しましては、灯油を使ったFF暖房を使用しております。それが使えるうちはそれで対応し、ただ、今後、設置を予定していますエアコンに関しましては、冷房、暖房、両方使えるタイプのものを予定しておりますので、更新時期が来て使えなくなった場合にはエアコンに切りかえていくという形で考えております。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 そうだと思います。今まで暖房に関して整備してきたわけですから、その整備したものが、もう賞味期限が来たということであれば仕方がないですけども、それまでは大事に使うということでもよろしいですね。その後は、今、言われたように新しく導入するエアコンを使って冷暖房両方できると。

耐震補強とか大規模改修工事が完了して、このような予算措置ができたということは非常に私、うれしく思います。大変私も興奮しておりますが、これで、各小中学校の児童生徒たちが快適な環境の教室の中で授業に取り組むことができることは、本当に感激でございます。以上で、この1については質問を終わります。

それでは、2の上三川町新産業団地事業について。

- (1) 今後予想される作業手順について。
- (2) 国道4号線から新産業団地への進入路はどうか。
- (3) 関係者の地元説明会での状況を知りたい。

よろしく申し上げます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 秋山正徳君 登壇)

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

新産業団地開発事業につきましては、町の考え方を、去る10月20日に議員の皆様にご報告をさせていただき、11月10日、13日に地元説明会を開催し、地域の皆様に町の考え方について説明をさせていただいたところでございます。

今後の作業につきましては、地権者の方々のご理解をいただきながら地域内の測量に入ってまいりたいと考えております。その後、その測量をもとに、道路や公園、調整池の配置などの基本となる土地利用計画の作成を行うとともに、造成工事や道路工事などの事業費について算出していく基本計画の作業に入っていきることとなります。あわせて、法的な手続きもございまして、引き続き関係機関との協議を進めてまいります。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

先ほどのご質問にお答えしたとおり、今後、調査測量等の作業を行い、その後、土地利用計画の作成などの基本計画の作業に入ってまいります。現状では、開発予定エリア内の土地利用について、道路をどうするかとか、公園、調整池をどこに配置するかなどの土地利用計画の作成がされておられません。また、新4号国道の管理者であります宇都宮国道事務所との協議もこれからでございますので、現段階では具体的にどうするという事は申し上げられない状況でございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

地元説明会につきましては、先ほど申し上げましたとおり、11月10日、11月13日の午前、午後の計3回説明会を実施しております。説明会の対象者は、地権者や隣接の居住者など53名で、参加者は45名、参加率は85%であり、都合により説明会に参加できなかった方につきましては、説明会の資料を後日お渡しし、概略の説明をさせていただいたところでございます。

説明会の内容につきましては、工業団地の必要性について、町の計画への位置づけから、町の人口の変化、工業団地の現状を説明し、町の考え方や今後のスケジュールの案について示させていただき、土地利用計画の作成を含めた基本計画を策定するために、現地の測量等の作業に入らせていただきたいと思います旨の説明をさせていただいたところでございます。その説明会では、おおよその方は事業の推進に賛成であるとの感触は受けましたが、今後も地権者の皆様や地域の方々のご理解が得られるよう、誠意を持って対応していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 この産業団地事業については、まだ始まったばかりで、いろいろ聞いてもまだ具体的なことについては答えられないのが、私は当然だと考えております。だから、余り細かいことについては私は質問いたしません。とにかく、ただいまのご答弁の限りでは、地元の人たちの理解が何とか得られそうだというようなこと、また、これからも地元の人たちには、その都度、説明してまいることであつたと思うんです。そういうことで、私、上三川町の工業団地が、もう売るところがなくなつてしまったという話はずっと聞いておりましたので、上三川町の人口を増やしたり、税金をもらつたり、上げたりするのは大変だと思つていましたが、この間の町当局の議員への説明で、この新産業団地が何とかありますという報告を受けまして、ああ、よかつたなと私、思いました。

第7次総合計画基本構想の目標の一つに、「産業・しごと・活力のまちづくり」を掲げています。若

い世代の雇用の確保、そして、そこにつながる産業機能強化、北関東自動車道、新4号国道の立地優位性を生かして、新たな産業流通機能等導入についての位置づけ、そして、本町の交通アクセス、地勢を考慮すると、販売価格次第で十分な需要ニーズが見込まれる。本町の人口は平成22年3万1,618人だったのが、平成52年には2万7,946人まで減少するとされているわけであります。約4,000人近い人が減ってしまうわけです。それを抑制することができる。産業基盤の強化は町の財政基盤強化を図る上で有効な方策と考えられるのでありまして、農地が産業用地に転換された場合、土地の税収増加に加え、建物の固定資産税等の税収増加が見込まれます。このエリアは農振農用地域を含まないこともよかったですと私は思っています。

いずれにしても、高いハードルがあったにもかかわらず、町長をはじめとした町当局のスタッフの皆さんのお骨折りのおかげで、ハードルの高いこの仕事、いろいろクリアしなければならない条件があったと思うんですが、それをもクリアして、ここに新産業団地事業ができるということは、こんなにうれしいことはありません。これからどんどん大変なことがいっぱいあろうと思いますが、どうか、皆さん、力を合わせて、この進行に向かっていただきたいと切に思っています。これで2番目の新産業団地事業についてを終わります。

最後に3点目、上三川農産物直売所について。

(1) 町内に存在する農産物の直売所は何店舗ぐらいあるのか。

(2) 町内に存在する地場産農産物を確保して、産物を1カ所に集めて販売する施設の建設を考えたらどうかと思いますが、この点についてご答弁をお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

(産業振興課長 石崎 薫君 登壇)

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

1点目の農産物直売所の店舗数につきましては、栃木県が発行しております農産物直売所ガイドに掲載されているものが3カ所ございます。そのほかにも、農地の一角に簡易な建物や自動販売機などを設置しまして農産物を販売しています直売所が何カ所かあることは承知しておりますが、これらの直売所の数は把握できておりません。

次に、2点目の町内の地場産農産物や加工品を1カ所に集めて販売する農産物直売所の整備につきましては、地元住民だけでなく、近隣の都市住民の集客も見込まれるなど高い売り上げが期待されます。また、農産物だけでなく幅広い商品の販売も考えられますことから、農産物をはじめとする地域特産品などの販路や消費の拡大など、地域経済の活性化につながることを期待されるものであると思っております。

しかしながら、大規模な農産物直売所の整備につきましては、施設の設置場所の選定や財源の確保、さらには、管理運営方法など多くの課題もありますので、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 店舗数は本当に少ないんですね。上三川町には、農家が直接やっている店も

少ないし、また、改善センターのところでやっているような、ああいう店もすごく少ないです。一応3カ所ということなのですが、これは、なぜ少ないのか、そのあたりもこれからも研究しなければならないことだと思っています。

2点目の1カ所に集めて直売所をつくったらどうかということについて、ただいま答弁がありました。これは、1カ所につくるということは、要するに、個人でやる直売所よりも規模を大きくしてやらなければならないわけです。ですから、私は多くの人たちに買っていただくのには、ある程度の規模がなければ、売るほうもお客さんに対して対応ができないわけですよね。お客さんは、野菜を売っているところはほかにもいっぱいあります。スーパーがあり、各道の駅があり、だから、買いに行くところはあると思うんです。しかし、一番よそに行かれて困るのは農家の人たちだと思うんですよね。農家の人たちは、自分たちがつくったものを有効に販売して収入を上げて、それで生活費に充てているわけでありませぬ。そんなわけで、農家の人たちのことを考えますと、少しでも多くの収入を得たいというのが、これが農家の人たちの考え方でありませぬ。そういうことを思いますと、上三川町でも、このあたりで何か考える必要があるのではないかというふうには私は考えたわけでありませぬ。

最初は、私も道の駅というふうには言おうと思ったんです。しかし、道の駅というのはすごくハードルが高いです。私、ちょっと調べましたら、道の駅というのは、安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供、地域のにぎわい創出を目的とした施設で、地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場を基本としているのだそうです。道の駅は3つの機能を備えており、24時間無料で利用できる駐車場、トイレなどの休憩機能、道路情報、観光情報、緊急医療情報などの情報提供機能、文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設での、地域と交流を図る地域連携機能があるのだそうです。駅ごとに地方の特色や個性を表現し、文化などの情報発信やさまざまなイベントを開催することで、利用者が楽しめるサービスも提供しなければならない。道の駅の設置者は市町村で、国土交通省道路局に申請し、登録しなければならない。道の駅というのはこういうものなのだそうです。

今、私が言ったようなことを考えますと、かなりこれは、道の駅をつくるのにはハードルが高い、なかなかこれは一朝一夕にできることではないなと思ったものですから、私は、町単独でできる、ある程度、規模の整った、規模の大きい、そういう施設があれば、そこで上三川の農家の人たちが農産物を持ち寄って、また、加工したものを持ち寄って販売ができるということで農家の副収入も増えると、そう考えたものですから、何とか1カ所に、ある程度大きな規模の施設をつくって販売していくことがいいのではないかと思ったのですが、課長、もう一度そのあたりを、私の話を聞いた後で考えが変わったと思うんですが、もう一回お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問のお答えになるかどうかわかりませんが、農産物直売所につきましては、地産地消の推進といったことや、女性や高齢者の農業参画、あるいは定年帰農者などの農業参画の場として提供されるというような役割を持っていると思ってございます。このような役割だけを考えるのであれば、小さな直売所でも、ある程度はその役割も果たせるのではないかと考えてございます。ただ、やはり、町外の方からも多く本町の農産物や、それ以外の産品などについてもPRとか、消費の拡大を図っていこうというような考えがあれば、やはり大型化ということは考えていか

なければならぬのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 課長、私が言うことをわかってくださったのだと思います。小さな直売所だと、ほんとの隣近所、もしくは町内程度の台所を満たすぐらいの仕事しかできないわけです。それが道の駅ほど大きくないとしても、ある程度の規模を持った、そういった施設であれば、町内だけじゃなくて、町外の人たちにも、そういう上三川町にはこんなおいしい野菜があるのだよとPRしながら販売ができるということになろうかと思うんです。また、そこには、町の商工会あたりでもやっておりますいろいろな商品があると思うんです。そういうものだって並べることができます。体の不自由な人たちがパンをつくってやっていますが、ああいう事業所でつくったものをそういうところで販売することもできます。私は、これは考えてみる必要があると思いますので、どうか、突然こんなことを私が言っても、すぐにはその考えになれないと思いますが、どうか、私がきょう申しましたようなことを参考にさせていただいて、直売所の、ある程度規模の整った、規模の大きい施設を考えてください。

以上で私の質問を終わります。

○議長【津野田重一君】 7番・高橋正昭君の質問が終わりました。

---

○議長【津野田重一君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日8日も午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後3時33分 延会